

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の概要

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15年3月公表)

各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令も含め監督上の対応を的確に行うこととする。このため、平成15年度中を目途に、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』を策定するとともに、ルールの明確化を図る。

監督指針策定の趣旨

中小・地域金融機関の業務の特性

特定の地域や業種に密着した営業展開
主要な融資対象は中小企業又は個人
リレーションシップバンキングを展開

リレーションシップバンキングの機能強化の必要性

地域の金融ニーズへの一層適切な対応
持続可能性(サステナビリティ)の確保

金融機関自らの取組み

経営に対する外部からの規律付け

機能強化計画の実施

情報開示の充実

多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立

監督指針の概要

多面的な評価による総合的な監督体系の確立

新たにコーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献等に関する観点を取り入れ、経営管理、財務の健全性等、業務の適切性、地域貢献、中小企業金融の再生の促進等の多面的な評価に基づき、中小・地域金融機関の特性を踏まえた総合的な監督体系を確立

1. 有効な経営管理の確立

金融機関の経営管理に関する監督上の着眼点を整理するとともに、総合的なヒアリングの導入、経営者に対するトップヒアリングの拡充、内部監査ヒアリングの導入等の監督手法・対応を整備

2. 地域貢献

「地域貢献」を監督上の評価項目として新たに設け、地域貢献に関する基本的な経営姿勢、地域貢献に関する情報開示、地域貢献が収益力や財務の健全性に与える影響に関し、監督上の着眼点等を整備

3. 中小企業金融の再生

「中小企業金融の再生の促進」を監督上の評価項目として新たに設け、創業・新事業支援機能等の強化、経営相談・支援機能の強化、早期事業再生に向けた取組み、担保・保証に過度に依存しない融資等に関する取組み状況をフォローアップ

4. 顧客保護に関する態勢の確立

「顧客保護」を監督上の評価項目として新たに設け、顧客への説明態勢、顧客情報管理、預金口座の不正利用防止等について、監督上の着眼点等を整備

5. 検査部局との連携確保

新たに「検査・監督連携会議」を設置し、検査部局との適切な連携を確保

6. 協同組織金融機関の特性を踏まえた監督

協同組織金融機関の状況を多面的・総合的に把握するとともに、総代会の機能向上に向けたヒアリング、中央機関に対するヒアリングなど、協同組織金融機関の特性を踏まえた監督上の着眼点等を整備

7. その他

新たに、事務リスク、システムリスク、危機管理体制、銀行持株会社等に関する監督上の着眼点等を整備。また、ノークションレター制度における事務手続を明確化

機能強化計画の実施

情報開示の充実

強化
リレーションシップバンキングの機能

地域経済の活性化
中小企業の再生

不良債権問題の解決